

# 個人情報保護委員会による 一元的な制度運用への期待と課題



小林慎太郎

## CONTENTS

- I 個人情報保護委員会設立の経緯—長年の課題だった第三者機関の設置
- II 改正個人情報保護法で広がる任務、変わる位置づけ
- III プライバシー外交への期待—データ越境問題は解決されるか

## 要約

- 1 2016年1月に、特定個人情報保護委員会は改組され、個人番号（マイナンバー）を含むすべての個人情報の保護を監督する「個人情報保護委員会」が設置された。過去に予算や定員の制約から見送られたという経緯があるが、マイナンバー導入を踏み台にして、ようやくわが国にも、国際的に通用する個人情報保護のための第三者機関が誕生した。
- 2 個人情報保護委員会の任務は、個人情報の「保護と活用の両立」であり、基本的にマイナンバーの「保護」を任務としていたときから、大きく組織の位置づけが変わるものである。個人情報の保護と活用は、二律背反することが多く、保護を中心に行政運営してきた組織が活用との両立を指向するには、自らの位置づけを大きく方向転換しなければならない。他省庁との連携や民間による自主規制を活用して分野ごとの特性に配慮した運営が求められる。
- 3 従来の個人情報保護行政の枠組みでは十分に対処できなかった「個人情報保護委員会ならでは」の領域として期待されるのが、国際的な個人情報保護の取り扱いに関する他国との交流、いわゆる「プライバシー外交」である。特に、グローバル企業に大きな負担となっている越境移転規制の解消に向けて、個人情報保護委員会の今後の活躍が期待される。

2016年1月に、特定個人情報保護委員会は改組され、社会保障・税に関する番号として導入された個人番号（以下「マイナンバー」）を含むすべての個人情報の保護を監督する「個人情報保護委員会」が設置された。マイナンバーは目立った混乱もなく導入が進んでおり、これまでのところ、マイナンバーの監督機関としては安定的に制度を運用していると評価できる。

一方、17年4月以降に全面施行が予定されている改正個人情報保護法（正式には「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」）は、保護中心のマイナンバーとは異なり、保護と活用のバランスを図る必要があり、より高度な行政運営が求められる。

本稿では、個人情報保護委員会設立の経緯を振り返り、改正個人情報保護法によって大きく広がった任務や変わった位置づけについて論じる。さらに期待される国際的な舞台での活動について取り上げ、対処の方向性を考察する。

## I 個人情報保護委員会設立の経緯 —長年の課題だった第三者機関 の設置

2016年1月1日、わが国における個人情報の保護を監督する「個人情報保護委員会」が発足した。ただし発足したといっても、マイナンバーの保護を監督する目的で設置された「特定個人情報保護委員会」を母体としており、個人情報保護法の改正と合わせて、同委員会を改組したものである。

この特定個人情報保護委員会から個人情報保護委員会への改組は、「特定」が外されたことから分かるように、保護の監督対象が、マイナンバーと紐付けて管理される個人情報（特定個人情報）から一般の個人情報に広がることによるものである。その任務や位置づけは、次章以降で紹介するとして、ここでは改組に至った経緯について述べる。

13年5月24日に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（通称「マイナンバー法」）では、特定個人情報の保護を監督する機関として、特定個人情報保護委員会が設置されることとなった。社会保障・税の番号を導入するに当たり、一般の個人情報よりも格段の保護が必要であるという認識から、行政機関から独立した位置づけ<sup>1)</sup>の第三者機関の設置が求められたからである。

海外に目を転じると、欧州連合（EU）構成国をはじめ、個人情報保護法の監督機関として、第三者機関の設置は珍しいことではなく、むしろ先進国では不可欠な機関として認識されている。しかし、最初の個人情報保護法（03年5月23日成立）は、各事業分野を所管する官庁が、それぞれ監督する制度「主務大臣制」を採用した。行政のスリム化は当時から重要な課題であり、新たな行政機関となる第三者機関の設置は、予算や定員の制約から見送られたという経緯がある。この結果、これまで日本は、個人情報・プライバシー保護の分野において、国際的に劣後しているが見られていた。

過去の経緯を踏まえると、マイナンバー制度において特定個人情報保護委員会が設置されたのは、社会保障・税に係る改革が、行政

表1 個人情報保護委員会設立までの主な経緯

年月日	イベント
2003年5月23日	「個人情報の保護に関する法律」が成立 主務大臣制が採用され、第三者機関は設置されず
この10年間は、個人情報保護に関する制度改正はなし	
2013年5月24日	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）が成立 同法において、マイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）の保護を監督する機関として、特定個人情報保護委員会の設置を規定
2014年1月1日	特定個人情報保護委員会が発足
2014年6月24日	個人情報保護法の改正の方針を示す「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」をIT総合戦略本部が決定 同大綱の中で、パーソナルデータの利活用の促進に向けて、法令や民間の自主規制ルールを実効性あるものとして運用するために、独立した第三者機関の体制を整備するとし、特定個人情報保護委員会を改組して設置することを提示
2015年9月9日	「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（改正個人情報保護法）が成立 同法において、従来の主務大臣制は廃止され、事業分野を横断して統一的に個人情報の保護を監督する個人情報委員会の設置を規定
2016年1月1日	特定個人情報保護委員会が改組され、個人情報保護委員会が発足

改革の制約を乗り越えるほど重要な政策課題であったためであると捉えることができる。その一方で、マイナンバー法で第三者機関を設置したのは、長年の課題を解決するための戦略的な「仕掛け」であったと見ることもできる。

マイナンバー法が成立したのは13年5月のことであるが、個人情報保護法を見直すための検討「パーソナルデータ検討会」は、同年9月に開始されており、同会が12月に公表した基本方針の中で、既に第三者機関の設置がうたわれていた。同方針では、特定個人情報保護委員会を改組して第三者機関を設置することまでは言及していないが、既に受け皿となりうる機関の設置が定まっていたことが方針に大きな影響を与えたことは想像に難くない。

い。

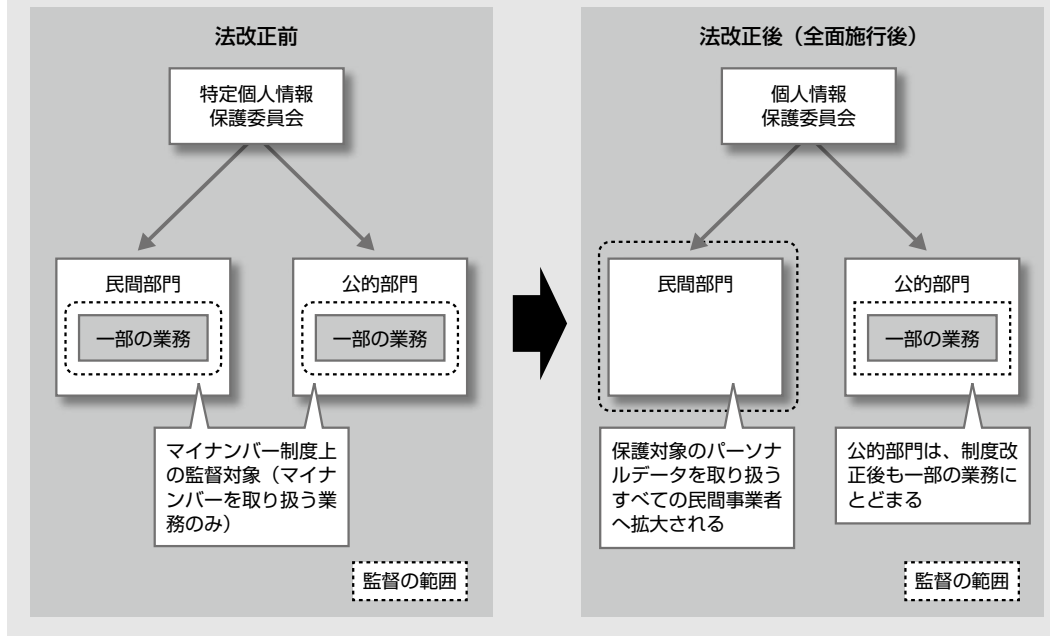
こうして、個人情報保護法の改正の方針を示す「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」（14年6月24日IT総合戦略本部決定）において、第三者機関の設置が大きな反対もなく盛り込まれ、翌年には改正個人情報保護法が成立することとなった（表1）。

## II 改正個人情報保護法で広がる 任務、変わる位置づけ

「特定個人情報保護委員会」から「個人情報保護委員会」へと、「特定」の二文字が外れたことの意味するところは大きい。

保護の監督対象が、特定個人情報から一般の個人情報に広がることによって、民間部門

図1 個人情報保護法改正前後における委員会の監督対象の変化



においては、これまで各事業分野を所管する官庁が分担してきた監督の多くを、委員会が引き受けることになる（図1）。これまで事業分野ごとに、個人情報の取り扱いを定めるガイドラインが乱立するなど、縦割り行政の弊害が指摘されていたところに、分野横断的な統一見解が示されるようになり、より中立・公平な執行が行われるといった効果が期待されている。なお、公的部門においては、非識別加工情報（民間部門の「匿名加工情報」に相当）の監督業務が新たに加わること以外は、大きな変更はない。

## 1 「保護」主体の運営から「保護と活用」の両立へ

監督対象の拡大と同じくらい大きい変化は、個人情報保護委員会のそもそもの位置付けである。マイナンバーの利用範囲は法令で厳しく制限されており、その狭い利用の枠内

で、いかにマイナンバーを保護するかを指導するだけであった。しかし、改正個人情報保護法は、その改正理由の一つに、個人情報の活用がうたわれており、実際に改正個人情報保護法で規定された委員会の任務においても、個人情報の活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会、豊かな国民生活の実現に資するものであることが示されており、こうした有用性に配慮して適切な措置を講じることとされている（表2）。

すなわち、個人情報保護委員会は、個人情報の「保護と活用の両立」が任務となり、基本的にマイナンバーの「保護」を任務としていたときから、大きく組織の位置づけが変わるものである。個人情報の保護と活用は、二律背反することが多く、保護を中心に行行政運営してきた組織にとって、活用との両立を指向することは、組織の位置づけを大きく方向転換しなければならない。

表2 特定個人情報保護委員会と個人情報保護委員会の任務の比較

特定個人情報保護委員会	個人情報保護委員会
<p>委員会は、国民生活にとっての個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを任務とする。 (旧マイナンバー法第37条)</p>	<p>委員会は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること(個人番号利用事務等実施者(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。)に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。)を任務とする。 (改正個人情報保護法第51条)</p>
<p>出所) マイナンバー法、改正個人情報保護法より抜粋。太字は筆者による</p>	

## 2 鍵を握る他省庁との連携と 民間による自主規制の活用

個人情報の「保護と活用の両立」を追求するためには、事業分野や業務の内容をしっかりと把握して、きめ細かに対応していくことが重要である。分野横断的な統一見解の範囲では、汎用的な内容にならざるを得ず、結果的に厳しめの基準となりやすいからである。このため、改正個人情報保護法には、他省庁との連携や民間による自主規制の活用が制度として埋め込まれており、これらを効果的に活用していくことが、保護と活用の両立実現の鍵を握るものと考えられる。

### (1) 他省庁との連携

改正個人情報保護法では、個人情報保護委員会は、報告徴収や立入検査の権限を「事業所管大臣」等に委任可能としている。高い専門性を必要とする金融分野や情報通信分野では、それぞれ金融庁や総務省へ委任することが想定されている。しかし、他省庁との連携は、こうした取り締まり的な業務だけではなく、個人情報の活用の領域においても推進し

ていくことが重要である。

既に、総務省では、改正個人情報保護法を踏まえて、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」見直しのためのタスクフォースを立ち上げて検討を進めている。実際に、電気通信事業分野では、個人情報と隣接する領域の情報として「通信の秘密」が存在するため、適切な行政運営には、両情報の関係に精通していることが欠かせない。

また、ビッグデータ活用による産業振興を推進する経済産業省では、「匿名加工情報作成マニュアル」<sup>※2</sup>を作成・公表している。匿名加工情報の作成基準は、個人情報保護委員会が、委員会規則において定めることとなっているが、これに先んじて経済産業省は、具体的なユースケースを基に、実践的な匿名加工情報の作成方法の手順を示したのである。こうした改正個人情報保護法の枠を超えた連携も有効である。

### (2) 民間の自主規制の活用

改正個人情報保護法では、事業分野ごとの

表3 諸外国における個人情報の保護と活用に係る自主規制ルールの事例

国	自主規制の例	作成主体	法的根拠	公的機関の関与
米国	モバイルアプリの通知に関する行動規範	アプリ開発協会、消費者団体などのマルチステークホルダー	なし（ただし、連邦取引委員会（FTC）法5条の執行対象）	商務省電気通信事業庁（NTIA）が主導。執行機関（FTC）もオブザーバーで参加
米国	デジタル広告に関する自主規制プログラム	DAA（米ネット広告団体）※執行団体はBBB（民間の消費者保護機関）	なし（ただし、FTC法5条の執行対象）	執行機関（FTC）の方針が尊重されている。非公式の相対対応がなされている
EU	スマートメーターのプライバシー影響評価（PIA）のフレームワーク	スマートメーター関連事業者	EUデータ保護指令27条	EU構成国の監督機関によるWP（29条委員会）が審査・承認
EU	データ保護に関するクラウドサービス提供者の行動規範（作業中）	クラウド産業グループ	EUデータ保護指令27条	同上（ただし、現状は審査の途中段階）
オランダ	業界別の行動規範	製薬、生命保険、医療保険、通信販売、スマートメーター、探偵などの各業界団体	オランダ・個人情報保護法	個人情報保護の監督機関（CBP）が行動規範の内容を審査・承認
シンガポール	生命保険会社におけるパーソナルデータの取り扱いに関する行動規範	生命保険協会	なし	個人情報保護の監督機関が作成時に意見・示唆を提供。監督機関のWebサイトに掲載

出所）小林慎太郎「諸外国におけるパーソナルデータ流通のための自主規制ルールづくりの動向」総務省・改正個人情報保護法等を踏まえたプライバシー保護検討タスクフォース（2016年5月12日）より作成

特性に応じて、民間団体が自らルールを定めることのできる規定が設けられた。これは、改正個人情報保護法の基礎となった「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」においてうたわれていた「民間主導による自主規制ルールの策定・遵守の枠組みの創設」に沿ったものであり、パーソナルデータの利活用促進とプライバシー保護の両立を意図している<sup>注3</sup>。

こうした民間自主規制ルールは、個人情報の保護と活用の両立に有効であるという認識のもと、米国やEUにおいても活用が進められている（表3）。わが国においても、分野

ごとのより専門的なプライバシーリスクの評価と対応が求められる場合は、民間の自主規制の活用が期待される。その際、個人情報保護委員会が関与することで、適切なルール作り、ルールの運用が促進されていくものと思われる。

### Ⅲ プライバシー外交への期待 —データ越境問題は 解決されるか

個人情報保護委員会は、特定個人情報保護委員会のときから担当するマイナンバーの保

護に関する監督業務を継続し、事業分野ごとの個人情報の保護に関する監督業務を各省庁から引き継ぐ。一方で、従来の個人情報保護行政の枠組みでは十分に対処できなかった「個人情報保護委員会ならではの」領域として期待されるのが、国際的な個人情報保護の取り扱いに関する他国との交流、いわゆる「プライバシー外交」である。

国境を越えて流通する個人情報の取り扱いのルール策定や執行は、一国だけで完結できるものではなく、国際的な協調が不可欠である。各国とも個人情報の扱いは、外交上の重要な政策課題と認識し、国際会議などにおいて、まさにプライバシー外交を繰り返している。自主規制を基調とするルールを推し進める米国と、法制度による規制を主張するEUとの対立は、さながら外交問題の様相を呈している。

一方、わが国には、プライバシー外交上の顔となるべき第三者機関がこれまでなかったため、国際舞台において、ほとんど存在感を示すことができなかった。マイナンバー制度に基づく特定個人情報保護委員会の発足を以てしても、その所掌がマイナンバー関連事務に限定されていたため、国際的に認められる水準には達していなかった。

改正個人情報保護法によって、一元的に個人情報の取り扱いを監督する第三者機関として個人情報保護委員会が設立されることで、ようやく日本も国際的なプライバシー外交のサークルに入ることができる。外国企業に対する執行、国際的な執行協力、個人情報の越境移転など、個人情報保護委員会の活躍が期待される。

## 1 データ越境問題

プライバシー外交において最も期待されるのが、個人情報の海外への移転を制限する規制（以下「越境移転規制」）への対処である。

EUは独自の基準に照らして個人情報の保護が十分でない判断される国へのデータ移転を原則的に認めない越境移転規制を設けている。EUは、日本は個人情報の保護が十分であると認めておらず、EUから個人情報を日本に移転するためには、企業はEU構成国の個人情報保護の監督機関と特別の契約<sup>24</sup>を交わさなければならない状況にあり、大きな負担となっている。

さらに、このEUに代表される越境移転規制は、近年、ロシア、トルコ、シンガポール、マレーシアなど、諸外国で次々に導入されており、グローバル化を進める日本企業にとって、規制への対処は焦眉の課題となっている。

個人情報保護法を改正した目的の一つは、EUから一方的に課せられているこの越境移転規制の制限を取り除くことであり<sup>25</sup>、個人情報保護委員会には、そのための中心的な役割が期待されているのである。

## 2 EU—米国における越境移転

越境移転規制に対し、米国にだけは、これまで「セーフハーバー協定」という特別なEUとの取り決めがあり、米国に所在する企業であれば、米国商務省の提供する認証プログラムに参加することによって、比較的小さな負担でEUから個人情報を持ち出すことが認められてきた。この認証プログラムへの参加は、セーフハーバー協定で定められた原則を遵守すると自社のプライバシーポリシーで

宣言し、米国商務省のWebサイトに掲載される手順をとることで実現できた。

セーフハーバー協定は、1995年に発行されたEUデータ保護指令を受け、米国が欧州との通商を確保できるように、米国商務省が欧州委員会と2000年まで長い交渉を行い、実現したものである<sup>36</sup>。妥協の産物と呼ばれたものの、自主規制を基調とする米国の個人情報保護制度に適合しており、近年はプログラムに参加する企業が4000社を超えるなど、米国にとって非常に重要な意義を持っていた。

しかし、2013年に生じたスノーデン事件によって、米国政府機関による大量の無差別アクセスの実態が明らかとなり、この状況が一変する。もともと欧州委員会は、米国企業の透明性や苦情対応、米国政府による企業の監督が不十分であるという理由でセーフハーバー認証プログラムに不満を持っていたので、この事件によって、同プログラムの見直し作業が本格化する。そして、2015年10月の欧州司法裁判所が下したセーフハーバー違憲判決が決定打となり、同プログラムは打ち切られ、新たな認証の仕組みを模索することとな

った。

### 3 新たな認証プログラム：

#### EU-US プライバシーシールド

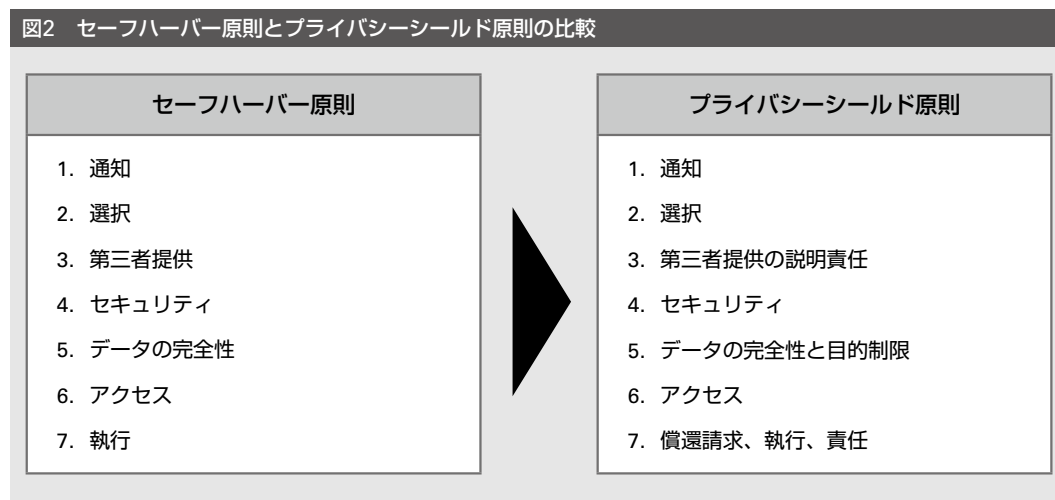
セーフハーバー認証プログラムの後継となる「EU-USプライバシーシールド」は2016年2月2日に合意され、約4週間後の2月29日にその詳細が明らかとなり<sup>37</sup>、各種手続きを経て7月12日に正式に承認された。

セーフハーバーの原則は、プライバシーシールド原則として引き継がれ、7つの原則と16の補足原則に取りまとめられている(図2)。

原則名だけを見ては分からないが、原則ごとに対応すべき内容は、大幅に詳細化、具体化されている。たとえば、通知原則において、事業者は個人情報の本人に対して、次の13項目を通知しなければならない、としている。

1. 事業者がプライバシーシールドに参加していること、およびプライバシーシールド参加事業者リストへのリンクまたはWebアドレス ※セーフハーバーの場合

図2 セーフハーバー原則とプライバシーシールド原則の比較





合は、商務省のWebサイトで事業者のリストが掲載されていた。

2. 収集する個人情報の種類
3. EU域内から受領するすべての個人情報に対するプライバシーシールド原則へのコミットメント
4. 収集と利用の目的
5. 事業者への問い合わせや苦情の方法
6. 第三者提供先の種類・名称、第三者提供の理由
7. 自己のデータへのアクセス権
8. 事業者が個人に提供する自己のデータの利用や提供の制限についての選択肢・手段
9. 苦情処理や無償の償還請求できるように指定された独立紛争処理機関（次のいずれか）
  - (1) EU構成国の第三者機関によって設置されたパネル
  - (2) EU所在のADR（裁判外紛争解決手続）提供者
  - (3) 米国所在のADR提供者
10. 連邦取引委員会（FTC）、運輸省等の当局による調査、執行に従うこと
11. 一定の条件下で、個人が拘束力のある仲裁を行使する可能性
12. 法的な要請に基づいて、当局に個人情報を提供するための要件
13. 第三者提供における法的責任

また、国家によるデータアクセスへの牽制機能として、米国は新たに国務省内に諜報機関から独立した権限を持つオンブズパーソンを設置することとし、EUからの苦情に応じることとしている。

プライバシーシールドでは、セーフハーバーよりも、個人救済の機能が大幅に強化されている。実際にEU—米国間の交渉では、オンブズパーソンと仲裁機能のあり方に最も多くの時間が費やされたという<sup>※8</sup>。

#### 4 EUと米国それぞれの主張

EU側の交渉担当は、プライバシーを含む人権保護を管轄する欧州委員会司法総局であるのに対して、米国側の担当は、通商政策を担当する商務省と執行を担当する連邦取引委員会（FTC）である。

セーフハーバー認証プログラムに取って代わる認証の仕組みとしてプライバシーシールドが公表されたのは、2016年2月2日であり、筆者は、その前週（1月27日～29日）にブリュッセルで開催された欧米のプライバシープロフェッショナルが一堂に会するCPDP（Computers, Privacy & Data Protection）<sup>※9</sup>の会合に参加し、セーフハーバー協定のEU・米国双方の交渉当事者による議論を目の当たりにする機会を得た。

特にFTCコミッショナーBrill氏と欧州委員会司法総局人権部門長Nemitz氏との討議からは、公式文書からはうかがい知ることができない、米国とEUの主張を聞くことができたので、表にその一部を紹介する（表4）。EUと米国の法制度が構造的に異なるだけでなく、越境移転ルールの運用に対する姿勢も大きく異なっていることが分かる。

#### 5 日本のとるべき針路

米国とEUとは、互いの法制度や運用の考え方に大きな違いがあることは歴然としている。それゆえに米国は、セーフハーバー、そ

表4 米国・EU双方の交渉担当者の主張（一部）

	米国連邦取引委員会（FTC） コミッショナー Brill氏	欧州委員会司法総局 人権部門長Nemitz氏
データ越境移転ルール への見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>セーフハーバーよりも、重要な課題がある。IoT、プロファイリング、一般データ保護規則（GDPR）への対応の方がより重要</li> <li>FTCはセーフハーバーの執行機関として近年39件の違反事件を執行した。EUの第三者機関からは過去15年間で4件の苦情が寄せられただけ。苦情が来なかったら対処のしようがない。第三者機関による執行協力が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プライバシー保護は、企業の競争優位になる。EUの厳しいプライバシー保護制度を遵守することは、企業の信頼性に寄与する</li> <li>越境移転ルールは、法的確実性を与え、EU・米国間で活動する企業にとって大きな意義がある</li> <li>個人情報移転されても、人権であるプライバシーは、データと一体のものとしてEU域内と同等に保護されなければならない</li> </ul>
苦情処理への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>FTCは歴史的経緯から、執行は、戦略的な計画に基づき実行する。個別の苦情に対応しては、効果的な対応はできない</li> <li>FTCには、プライバシー以外の分野も含めると全体で年間200万件の苦情が寄せられている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プライバシーは人権であり、個人の苦情は、EUでは第三者機関によって処理されなければならないことになっている</li> <li>FTCが個別の苦情に応じないのなら、この溝をブリッジする仕組みが必要</li> </ul>
自国の法制度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国のプライバシー保護制度は、センシティブデータの保護を重視し、医療、金融・信用、子どものデータなどの個別法や州法が機能している</li> <li>法体系は複雑で、全体を理解するのが難しいが、プライバシーを保護する機能が有効に機能している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EUの法律は明確で、欧州司法裁判所は独立性が確保され、その判決は明確である</li> <li>EUは多様であり、中には、プライバシー保護の運用が十分でない構成国があるかもしれないが、それゆえにルールは明確である必要がある</li> </ul>

してその後継となるプライバシーシールドにおいて、EUの法制度との同等性を認証するプログラムを構築したのである。プライバシーシールドの合意文書には、認証プログラムに責務を負う国務省、運輸省、国家情報長官局、司法省の長官・責任者の署名とともに、各省庁の役割が付されている。まさに国を挙げてEUとの個人情報の越境移転を実現し、交易を確保したものとえよう。

日本の状況はどうだろう。日本の個人情報保護制度は、一般法を有するという点はEU構成国と同じであり、法改正によって、第三者機関として個人情報保護委員会を設置し、要配慮個人情報やデータ越境移転に係る規制を整備し、さらに小規模の個人情報取扱事業

者への適用除外を廃止<sup>10</sup>するなど、外形上はEUの法制度に大きく近づいたといえる。その一方で、プライバシーシールド交渉で争点となった個人の救済機能については、ほとんど対応できていないというのが実情である。

これまでは、EUの法制度と比較して、日本の制度に不足する部分を立法で補うという対応であった。しかし、「個人情報保護委員会ならでは」のプライバシー外交が機能するのであれば、米国のように交渉を通じて特別な認証プログラムで解決するという選択肢もとり得ると考えられる。認証プログラムを、個人情報保護委員会が責任を持って運用するのであれば、EUまたは国際的に個人情報の

移転を行う事業者のみに保護義務の負担を限定することができ、かつ法的な拘束力も担保することが可能である。

具体的には、個人の救済機能として、個人情報保護委員会が苦情処理のための仕組みを提供する、または民間による紛争処理のための仕組みを制度化するといった対応が考えられる。これらは、改正個人情報保護法の基礎となった「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」において、継続検討課題「新たな紛争処理体制の在り方」として先送りされた経緯があり、早晩、対処が求められていたものである<sup>11</sup>。

また、日本一国でEUと対峙するのが難しければ、既にAPEC加盟国間におけるプライバシー認証プログラムとして運用されているAPEC越境プライバシールール（CBPR：Cross Border Privacy Rules）システムを用いて、APEC加盟国と協調しながらEUと交渉することも考えられる。

既に、個人情報保護委員会は、越境移転規制を解消するための活動を開始しており、EUと定期会合を立ち上げる方向で調整を進めているという<sup>12</sup>。越境移転規制への対処は、短期間で解決できる課題ではない。しかし、「個人情報保護委員会ならでは」のプライバシー外交によって、日本に適した仕組みを追求していくことが望まれる。

個人情報保護委員会は、マイナンバーの保護はもちろんのこと、事業分野横断的な法制度の監督、プライバシー外交と任務は大きく広がった。しかし、立ち上がったばかりであり、成果をすぐに求めることはできまい。個人情報の保護と活用の両立に向け、他省庁と

の連携や民間活用などを通じて、着実に実績を積み重ねていくことを期待したい。

注

- 1 組織的な位置づけは内閣府の外局であり、行政機関である。ただし、国家行政組織法第3条や内閣府設置法第64条の規定に基づいた独立性の高い行政委員会であり、府省の大臣などから指揮監督を受けず、独自に権限を行使できる
- 2 正式名称は、「事業者が匿名加工情報の具体的な作成方法を検討するにあたっての参考資料（「匿名加工情報作成マニュアル」）」（2016年8月）
- 3 自主規制ルールの活用方法は、小林慎太郎「『匿名加工情報』によるビッグデータビジネス活性化への期待と課題—マルチステークホルダープロセスによるルール作り」『知的資産創造』2015年10月号を参照
- 4 契約方法としては、「標準契約条項（SCC：Standardized Contractual Clause）」または「拘束的企業準則（BCR：Binding Corporate Rule）」のいずれかを選択することができる
- 5 衆議院内閣委員会議事録第二号（2015年3月25日）における濱村委員への山口国務大臣答弁より
- 6 セーフハーバー協定に関する交渉の経緯は、石井夏生利著『個人情報保護法の現在と未来』（勁草書房）に詳しい
- 7 [http://ec.europa.eu/justice/newsroom/data-protection/news/160229\\_en.htm](http://ec.europa.eu/justice/newsroom/data-protection/news/160229_en.htm)
- 8 The New York Times “Penny Pritzker on the Privacy Shield Pact With Europe”（2016年3月8日）[http://www.nytimes.com/2016/03/09/technology/penny-pritzker-on-the-privacy-shield-pact-with-europe.html?\\_r=0](http://www.nytimes.com/2016/03/09/technology/penny-pritzker-on-the-privacy-shield-pact-with-europe.html?_r=0)
- 9 ブリュッセル自由大学（Vrije Universiteit Brussel）、ナムール大学（Université de Namur）、ティルバーグ大学（Tilburg University）のリサーチグループが2007年に設立したNGOプラットフォーム。現在は世界中から有識者が参加し、法律、規制、研究、技術開発などの切り口でプ

プライバシーとデータ保護について議論する場となっている

- 10 改正以前は、5000件以下の個人情報を保有する事業者は、個人情報の保護義務の適用除外であった
- 11 同大綱では、苦情・相談件数の推移、勧告・命令権限の発動件数などの現状に照らし、今後発生する紛争の実態に応じて継続して検討すべきとされた
- 12 個人情報保護委員会「個人データの円滑な国際的流通の確保のための取組について」(2016年7月29日)

#### 著者

小林慎太郎（こばやししんたろう）

ICT・メディア産業コンサルティング部兼未来創発センター上級コンサルタント

専門はICT公共政策・経営、著書に『パーソナルデータの教科書——「個人情報保護」から「プライバシー保護」へとルールが変わる』（日経BP社、2014年）など